

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

夢を叶える就労トレーニング教室 八王子は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会（以下、「委員会」）」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 委員会の構成員とその役割
 - イ) 委員会の委員長は、松井 建頼(脳を育てる療育プログラム チャイルド・ブレイン 所属)とする。委員会の構成員は、教室代表者、相談支援専門員、感染対策を担当する者とし、必要に応じて職員及び専門家の参加を依頼する。
- ③ 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

 - イ) 利用児童の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
 - ニ) 衛生管理
- ④ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- ⑤ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑥ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
 - イ) 第二種感染症指定医療機関：東京医科大学八王子医療センター 042-665-5611
 - ロ) 協力医療機関：社会福祉法人 日本心身障害児協会
島田療育センター はちおうじ 042-634-9559
 - ハ) 保健所・指定権者：八王子市保健所 健康医療部（八王子市保健所）
保健対策課 感染症対策担当 042-645-5111
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて委員長や管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
 - イ) 職員： 感染症様式集 様式5 参照
 - ロ) 利用者家族：感染症様式集 様式5 参照

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2024年4月1日から適用する。

2025年4月1日に改正し、同日から施行する。